

事前質問に関する資料

<共通事項>

◆質問1. 対象となる学年について

学則を変更する場合、次の入学年度の学生に対する変更のみ届出を行い、過年度の学則変更という手続きは行いませんが、変更届はそのような認識ではないのでしょうか。

回答

授業科目や教職専任教員の変更が生じる入学年度すべてに届出が必要です。教職課程の単位として学力に関する証明書に証明（以下「単位修得証明」という。）できるのは、免許法別表第1備考第五号イに「文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの」となります。

つまり課程認定申請を行い、認定を受けた授業科目が単位修得証明できる単位となります。

課程認定を受けた授業科目について、課程認定後のカリキュラム変更により変更する場合は変更届により届け出ることになっており、変更届で届け出ている授業科目の単位については証明することができません。つまり、変更届により追加・変更したい授業科目に教職関係科目としての属性をもたせるという手続きを行わないと単位修得証明できないということになります。

そのため、変更届では過年度の入学年度の変更ができる様式となっています（質問9参照）。

学生の在学状況〈4年制大学〉（2024年度時点）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
課程	旧課程				新課程			
学年	8	7	6	5	4	3	2	1



この学生が離籍するまで変更届は必要



2024年度に確実に在学する学生

■新課程と旧課程それぞれ、カリキュラムが1つしかない場合は、新課程、旧課程の変更届はそれぞれ1パターンを作成する。

■カリキュラムが次のように分かれている場合はその数だけ変更届を作成する。ただし、教員関係の変更のみの場合であれば旧課程の届出は不要。

- ①2016～2017年度
- ②2018年度
- ③2019～2021年度
- ④2022年度～

※具体例は[大学教務実践研究会教務課題検討フォーラム資料](#)をご覧ください。

2 b) 事例で学ぶ教員免許事務（教育課程の変更届）

◆質問2. カリキュラムが分かれている場合はその数だけ変更届を作成するということについて
2024年度より新カリが発生する学部があるのですが、変更届は、新カリと旧カリと両方の変更届が必要なのでしょうか。

回答

カリキュラム変更によって旧カリ（2023年度以前入学生）の授業科目に変更がある場合や教職専任教員変更が2023年度以前入学生の授業科目にも生じる場合は旧カリ分の提出も必要です。

◆質問3. 単位数欄の記載について（共通開設）
「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）欄の単位数に計上する単位数は「他学科等開設科目」や「全学共通科目」のような自学科開設科目以外の単位数（共通開設欄の学科等欄で「他」と記載する科目の単位数）のみで、中高同教科間で共通開設する単位数（共通開設欄の学科等欄で「同」と記載する科目の単位数）はカウントしないという理解でよいでしょうか。

回答

そのとおりです。手引き36頁に「他学科等と共通開設する単位数及び他学科等の科目を充てる単位数の合計を記載すること。」とあります。

◆質問4. 単位数欄の記載について（教員の免許状取得のための必修科目）
高一種免「地理歴史」において、大学独自に設定する科目に開設する授業科目は「道德教育指導法」の2単位のみで、大学独自に設定する科目の最低修得単位数12単位については教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えた単位で修得させる予定です。
そのため、教科に関する専門的事項に関する科目を合計で32単位修得させます。この場合、新旧対照表の履修方法欄には「教科に関する専門的事項」の選択科目から12単位選択必修」と記載し、単位数欄の「教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」は32と記載すべきでしょうか？

回答

この欄は大学が定めている最低修得単位数を記載するものではなく、この新旧対照表にでてくる情報をもとに記載することになります。別紙（最終頁に添付）の開設状況によると24（必修科目は一般的包括的内容を含む科目5科目20単位と教科の指導法4単位の合計）となります。教科及び教科の指導法に関する科目の法定最低修得単位数の24単位を満たしていますので、履修方法欄に「〇〇単位選択必修」という文言は不要です。

仮に、「地誌学」の単位が2単位だった場合、必修科目は一般的包括的内容を含む科目5科目18単位と教科の指導法4単位で合計22単位となり、この場合、教科に関する専門的事項の選択科目から2単位修得しないと教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数を満たさないため、履修方法欄に「教科に関する専門的事項」の選択科目から2単位選択必修」と記載します。

◆質問5. 「みなし教職専任教員」について

『教職課程認定基準』では、「当該他学科等の基幹教員を、…教職専任教員とみなすことができる。」となっております。これは、まだ基幹教員制に移行しておらず、従来の専任教員制をとっている場合は、「基幹教員」を「専任教員」に読み替えて活用することができるのでしょうか。

回答

「基幹教員」を「専任教員」に読み替えて活用することになります。

◆質問6. 変更内容等欄の記載について（共通開設）

同一学科で、例えば、もともと高（数学）で課程認定を受けている科目を、高（情報）との共通開設に変更する場合の「変更内容等」の記載方法について、高（数学）の変更届は「共通開設に関する変更」でよいかと思うのですが、高（情報）の変更届も同様に「共通開設に関する変更」でよろしいのでしょうか。あるいは「新設」と記載するべきでしょうか。

回答

高（情報）の変更届の新欄において初めて新旧対照表新欄に登場する科目であれば新設になります。すでに旧欄にもあって開設方法を変更するというだけであれば高（数学）と同様に「共通開設に関する変更」の記載になります。

◆質問7. 『教育の基礎的理解に関する科目等』を複数の学科等において、共通開設をする場合

令和5年度までは、教員養成学部で小・中・高で共通開設、他学部の学科で中・高で共通開設していましたが、令和6年度から、教員養成学部で開設している「教育の基礎的理解に関する科目」と「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の一部を他学部との共通開設とし、教員養成学部の学科の教職専任教員を、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることにしました。

共通開設する授業科目は、もともとと同じ授業科目名が多いですが、授業科目名称を変更（教員養成学部で開設している授業科目名に合わせる）する科目があり、他学部の在学学生は、授業科目名称を変更しない方向で検討しています。

新旧対照表は、「令和6年度入学生から適用」のものと、「令和5年度入学生以前適用」のものを作成が必要で、「令和5年度入学生以前適用」の方は、授業科目名称を変更しない授業科目は、共通開設の扱いにならないという理解であっておりますでしょうか。

回答

ご認識のとおりです。

共通開設する場合は、授業科目名は統一することが求められています。

参考) [教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集資料（令和3年11月2日）](#)

Q 「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施するということが必要なのか。どのように捉えたらよいか。

A 同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合（学科によって科目名が異なる等）は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。

◆質問7. 変更内容等欄の記載について（教職専任教員）

同一の教員が複数の科目を担当している場合に、2科目目からは氏名を括弧書きにしますが、主たる担当を変える場合（別紙（最終頁に添付）の「日本史」に開設される日本文化史と変更前から開設していた人文地理学に開設されている科目を1人の教職専任教員が担当しており、氏名を括弧書きしている科目を入れ替える場合）の手続きについて、「変更内容等」には何も記載せず、変更届の「新」の欄の教職教員氏名の括弧書きを修正するだけでよろしいのでしょうか。また、その場合に括弧書きを修正した氏名に下線は引くべきでしょうか。

回答

「変更内容等」には何も記載せず、変更届の「新」の欄の教職専任教員氏名の括弧書きを修正するだけになります。そのため、下線も不要です。

◆質問8. 授業科目を「廃止・新設」する場合と「名称変更」する場合の違いについて

旧カリキュラム適用学生が新科目を履修して旧科目に読み替えする場合、課程認定上「名称変更」としないと読み替えできないのか、あるいは「廃止」「新設」した科目であっても、大学側の判断で「新設」した新科目を「廃止した」旧科目に読み替えることは差し支えないでしょうか。

※単位数を1から2に変更するため、「名称変更」ではなく、「廃止・新設」での対応を考えております。

回答

単位数が変わるので「廃止・新設」の対応です。旧カリキュラム適用学生が新科目を履修して旧科目に読み替えする場合、法令上の読み替えではなく、学内内部の取り扱いとしての読み替えであれば科目名称変更の手続きなく読み替え可能です。ただし、学内的読み替えは外部から見えず、不適切な判断がされていることもあり、可能な限り学内的読み替えは行わず、単位数が変わらないのであれば名称変更で、単位数が変わるのであれば廃止・新設で科目を分けたほうが望ましいと思います（明らかに問題のなさそうな日本史概説（新カリ）を日本史概論（旧カリ）に読み替えるという程度であれば疑義が生じないですが。）。

◆質問9. 備考欄の記載について（遡及適用）

新学則等の適用年度	備考
令和6年度	令和5年度入学生より適用する。

カリキュラム改革等が行われた場合は、備考欄にどの入学年度から適用するかについて、必ず記載する部分だと認識していますが、上記のように記載することで、昨年度の入学生から適用することは可能でしょうか。

回答

変更内容を過年度の入学生から適用することはよくあることです。次年度から新設科目があり、その授業科目を過年度の入学生にも教職関係科目として届け出ること、単位修得証明をすることが可能となります。

ただし、従来から開設されている科目で、教職関係科目として申請・届け出ていなかった授業科目をこの年度末までに変更届にて「新設」の届出を行った場合は注意が必要です。

具体例で説明します。A という授業科目があり、2023 年度にこの授業科目の単位を修得したものの、変更届で追加されたのが 2023 年度末の届出で 2024 年度から適用という場合です。この場合、授業科目 A を教職関係科目として単位修得証明することはできません。修得時に教職課程の認定を受けた授業科目の単位ではないからです（質問 1 の回答参照）。

つまり備考欄の遡及適用というのはすでに単位を修得した者まで遡及するというわけではないので注意が必要です。この場合、同じ授業科目であっても修得時期によって単位修得できる学生とそうではない学生が混在しますので単位修得証明時には特に注意が必要となります。

◆質問 10. 過年度の変更届の提出漏れについて

過年度に提出すべき変更届の提出を失念していました。今から遡って文科省に変更届を提出することは可能なのでしょうか？

回答

文科省に相談して指示を仰いでください。

[文科省への質問・回答 (2024/2/1)]

◆質問. 「教職課程認定申請の手引き（令和 7 年度開設用）」の<本体>p.127 において、「変更する内容」「新・旧欄の記載」「『変更内容等』欄の記載」の表がありますが、令和 6 年度開設用までありました「教職専任教員の氏名の姓を変更する場合」がなくなっています。今後、「教職専任教員の氏名の姓を変更する場合」に該当することが生じた場合、変更届においてどのように記載することになりますでしょうか。

回答

令和 7 年度手引きから記載を削除した理由につきましては、性別欄の削除等に伴い軽微な変更について、届出の必要有無を一部整理いたしました。御質問の姓の変更につきましても、上記のことから変更の手続きは不要とお考え下さい。

< 2 月末提出分 >

◆質問 1. 旧規則適用者の変更届について

今回の改正に係る教科については、過年度入学生分（旧規則適用）も 2 月末までに提出しないといけないのでしょうか。学内から、対象教科に関する「教科及び教科の指導法に関する科目」に関する変更事由があれば、適用年度に関わらず（対象教科であれば令和 5 年度以前入学生分の変更届であっても）、2 月末までに変更届を提出する必要があるのではないかと疑問が上がり、令和 5 年 10 月 27 日付け事務連絡の本文の 3 段落目以降を改めて読んでみると、そ

のような解釈もできるのではないかと考えながら迷いが生じてしまったため、ご質問させていただいた次第です。

回答

今回は改正後の規則に授業科目が配置されているかの確認を行うため、改正後の規則のもとで履修する入学年度の分（新規則様式を使う学年のもの）だけの提出となります。旧規則の変更届については改正のなかった教科と同様ですので、3月末までの通常の届出になります。

◆質問2. 旧規則の変更届について

今回の2月末提出の変更届において、教職専任教員の変更をあわせて行う場合、令和5年度以前入学生についても旧の教科に関する専門的事項の区分での変更届を提出することになりますでしょうか。

提出が必要な場合、この変更届では「新学則等の適用年度」欄は「—」となり、備考欄は「令和5年度以前入学生適用」となるかと思いますが、間違いはないでしょうか。

回答

前段について

2月末提出の変更届については、改正後の規則の変更届のみになります。旧規則の変更届については改正のなかった教科と同様ですので、3月末までの通常の届出になります。

後段について

そのとおりです。

◆質問3. 各教科の指導法の教員変更について

各教科の指導法の教職専任教員が変更になる場合、この変更届に記載し、履歴・業績書も併せて提出することになるのでしょうか。

回答

提出することになります。新規則適用の新旧対照表に記載される授業科目の変更にかかる内容については、今回の変更届で対応する必要があります。

◆質問4. 高校情報の変更届新旧対照表について

今回の区分の見直しにより、区分「情報と職業」が廃止され、区分「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」に統合されました。区分「情報と職業」に開設していた授業科目を、そのまま区分「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」に移動させる変更届を作成する予定です。なお、授業科目名や担当教員、履修方法等には一切変更はありません。

この場合、

1. 該当科目について、科目名、単位数、教員名に新旧それぞれ変更を表す下線が必要でしょうか。
2. 変更内容等に「科目区分変更」などの文言が必要でしょうか。

回答

教科に関する専門的事項間での移動のため、下線や「科目区分変更」の文言は不要です。「科目区分変更」は教科に関する専門的事項に関する科目から大学が独自に設定する科目という大科目間での移動に際して使用します（令和5年10月27日付け事務連絡最終頁参照）。

◆質問5. 認定年度について

今回の変更届により、認定年度は令和6年度となるのでしょうか。

回答

なりません。認定年度は通常の課程認定申請や免許法改正に伴う再課程認定申請を行った際に変わるものであり、免許法施行規則の改正による変更届の場合、認定年度は変わりません。

◆質問6. 提出しなかった場合の取り扱いについて

2月末までに提出しなかった場合はどのようになると思われるのでしょうか。

回答

令和5年度入学生をもって課程を取り下げたと扱われると思われま

す。今回と同様の変更手続きは2000年度にありました。その時には施行規則附則にて次のように規定されていました。

附 則 （平成12年6月29日 文部省令第47号）

5 この省令の施行の際、現に教育職員免許法別表第1備考第五号イの規定により、音楽、美術、技術、家庭若しくは外国語の教科についての中学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程又は音楽、美術、工芸、看護、家庭若しくは外国語の教科について高等学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程は、当該免許状に係る教育課程について、新施行規則第21条第2項に規定する届出を平成13年3月31日までにを行ったものである場合には、当該免許状に係る文部科学大臣の認定を受けた課程とみなす。

つまり変更届に課程認定申請書と同じ重みをもたせていたということを示しています。

[文科省への質問・回答（2024/2/1）]

◆質問. 「教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（依頼）」（令和5年10月27日事務連絡）の教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出にあたり、添付いただいた様式を使用することとなっておりますが、新旧対照表（別紙3）内の「高（理科）」の「各科目に含めることが必要な事項」について、以下のように記載されています。

【旧欄】物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）
生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）

【新欄】物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験

これらは、「 」書きで

【旧欄】「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）生物学実験（コンピュータ活用を含む。）地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
【新欄】「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
となるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。もし、修正等情報をすでに周知されていて、本学が見落とししていましたらご指摘くださいませ。

回答

高（理）の科目区分名称について、御認識のとおり

【旧欄】「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）生物学実験（コンピュータ活用を含む。）地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

【新欄】「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

が正しい記載となります。御提出の際に修正くださいますようお願いいたします。

なお、「 」なしで御提出のあった場合においても今回におきましては指摘は行わない予定です。

以 上

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表

大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局			担当者					
設置者名		〇〇〇〇				電話番号								
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail								
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度	備考					
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度	令和〇〇年度入学生より適用する。					
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	高一種免 (地理歴史)		—						
施行規則に定める科目区分等		新					旧							
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位		共通 開設	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位		共通 開設	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	変更内容等
			必	選					必	選				
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史	日本史概論	4		中 (社会)	同	〇〇〇〇教授	日本史概論	4		高 (地歴)	同	〇〇〇〇教授	新設 専任教員追加
		古代史特論	4		中 (社会)	同	(〇〇〇〇教授)	古代史特論	4		中 (社会)	同	(〇〇〇〇教授)	
		中世史特論	4		中 (社会)	同	(〇〇〇〇教授)	中世史特論	4		中 (社会)	同	(〇〇〇〇教授)	
		近世史特論	4		中 (社会)	同		近世史特論	4		中 (社会)	同		
		現代史特論	4		中 (社会)	同		現代史特論	4		中 (社会)	同		
		日本文化史	4		中 (社会)	同	△△△△教授				中 (社会)	同		
	外国史	外国史概論	4		中 (社会)	同		外国史概論	4		中 (社会)	同		
		アジア文化史	4		中 (社会)	同		アジア文化史	4		中 (社会)	同		
	人文地理学・自然地理学	人文地理学	4		中 (社会)	同	(△△△△教授)	人文地理学	4		中 (社会)	同	△△△△教授	
		自然地理学	4		中 (社会)	同		自然地理学	4		中 (社会)	同		
歴史地理学A		2		中 (社会)	同		歴史地理学A	2		中 (社会)	同			
歴史地理学B		2		中 (社会)	同		歴史地理学B	2		中 (社会)	同			
地誌	地誌学	4		中 (社会)	同	××××講師	地誌学	2		高 (公民)	同	××××助教	職位変更	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目														
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	社会科・地理歴史科指導法 I	2			他		社会科・地理歴史科指導法 I	2			他		全学共通科目	
	社会科・地理歴史科教育法 II	2			他		社会科・地理歴史科教育法 II	2			他		全学共通科目	
●単位数・「教科に関する専門的事項」の開設総単位数					48単位					●教職専任教員数 (教科に関する専門的事項) (新) 3人 / (旧) 3人				
・「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数 (他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。)					0単位					●必要教職専任教員数 (教科に関する専門的事項) 3人				
・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)					(新) 24単位 / (旧) 24単位									
・教員の免許状取得のための選択科目					(新) 28単位 / (旧) 24単位									

- ※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
- ※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所上記記載例のとおり併せて記載すること。
- ※3 〇〇〇〇 … 一般的包括的な内容を含む科目
- ※4 教職専任教員数 (合計) には「各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)」の教職専任教員は含まないこと。